

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、福井しあわせ元気国体および福井しあわせ元気大会に参加する選手・役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達に関し、必要な事項を定める。

2 業務分担

- (1) 福井しあわせ元気国体・障害者スポーツ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、福井しあわせ元気国体の総合開・閉会式および福井しあわせ元気大会における弁当調達業務を行う。
- (2) 会場地市町実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）は、福井しあわせ元気国体の各競技会における弁当調達業務を行う。

3 弁当調製施設の選定

- (1) 県実行委員会は、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課（以下「医薬食品・衛生課」という。）、健康福祉センター等の協力を得て、別紙 1 を満たす弁当調製施設を選定する。
- (2) 会場地実行委員会は（1）に準じて弁当調製施設を選定する。
- (3) 県実行委員会は、福井しあわせ元気大会に必要な弁当の調達のため、（1）（2）により福井しあわせ元気国体の弁当調製施設として県実行委員会または会場地実行委員会が選定したものの中から弁当調製施設を選定する。
- (4) 県実行委員会および会場地実行委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

4 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 会場地実行委員会は、選定した弁当調製施設を福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会弁当調製施設名簿（第 1 号様式。以下「弁当調製施設名簿」という。）により、平成 29 年 8 月 4 日までに県実行委員会に報告する。
- (2) 県実行委員会は、自らが選定した弁当調製施設および会場地実行委員会から報告のあった弁当調製施設をとりまとめ、弁当調製施設名簿により施設を管轄する健康福祉センターに報告するとともに、その写しを医薬食品・衛生課に提出する。

なお、施設が県外に所在する弁当調製施設については、医薬食品・衛生課に報告する。

- (3) (1)、(2)の報告後においても必要と認められる場合、県実行委員会および会場地実行委員会は追加して弁当調製施設を選定することができる。その場合、県実行委員会および会場地実行委員会はそれぞれ(1)、(2)の報告を速やかに行う。
- (4) 医薬食品・衛生課は、報告のあった弁当調製施設が県外に所在する場合は関係自治体に食品衛生対策を依頼する。

5 選定の取消

- (1) 県実行委員会および会場地実行委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令および指導に速やかに従わないとき。
 - イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
 - エ その他当該弁当調製施設を選定した県実行委員会または会場地実行委員会が不相当と認めたとき。
- (2) 会場地実行委員会が選定を取り消したときは、速やかに県実行委員会に報告する。選定取り消しの報告を受けた県実行委員会は、速やかに健康福祉センターおよび医薬食品・衛生課に報告する。
- (3) 県実行委員会が選定を取り消したときは、速やかに健康福祉センターおよび医薬食品・衛生課に報告する。
- (4) 医薬食品・衛生課は、県実行委員会が選定の取り消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を関係自治体に通知する。

6 弁当を提供する大会参加者および弁当料金

- (1) 幹旋弁当(大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)および支給弁当(県実行委員会または会場地実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する大会参加者は、県実行委員会および会場地実行委員会がそれぞれ定める。
- (2) 幹旋弁当および支給弁当の料金は、900円以内(税抜)とし、県実行委員会および会場地実行委員会がそれぞれ定める。

7 弁当の申込および発注

斡旋または支給を行う弁当の申込および発注は、県実行委員会または会場地実行委員会が定める方法により行うものとする。

なお、申込受領後の変更および取消は、原則として認めないこととする。

8 弁当の調達

- (1) 県実行委員会は、弁当の調達にあたり、弁当調製施設に対し別紙2の事項を遵守させるものとする。
- (2) 会場地実行委員会は、弁当の調達にあたり(1)に準じた対応を求めるものとする。

9 弁当の保管および引換

県実行委員会および会場地実行委員会は、弁当引換所の設置および弁当の保管等の弁当引換業務にあたっては、健康福祉センターの指導のもと、衛生上の安全確保を最大限留意する。

10 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県実行委員会および会場地実行委員会が別に定める方法により精算する。

11 その他

- (1) 県外開催競技会については、この要項に準じて取り扱うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県実行委員会または会場地実行委員会がそれぞれ弁当調製施設や健康福祉センター等と協議の上、別に定めるものとする。

(別紙1) 弁当調製施設の選定基準

当該基準を満たす弁当調製施設の中から、国体における弁当調製意思および当該調製施設の現況等を勘案の上、県実行委員会事務局が選定する。

1 立地条件

福井県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。

なお、弁当調製施設の所在地は開・閉会式会場（福井運動公園）の近郊（自動車でおおむね1時間以内の地域）であること。

2 弁当調製能力

福井しあわせ元気国体の開・閉会式に提供可能な弁当調製数（1日当たり）が500食以上であること。

3 衛生管理体制

- (1) 福井しあわせ元気国体開会日前の過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。
- (3) 県実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。
- (4) 福井県食品衛生自主管理プログラム認証制度（福井県版HACCP）に取り組む等、施設の管理運営および整備が食品衛生法に基づき適正になされている施設であること。
- (5) 検食は、原材料および調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (6) 調理従事者（食品の盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、両大会の開会日前1か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。
なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (7) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは両大会開催期間中参加できること。
- (8) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票における評価が、直近で80点以上であること

(別紙2) 弁当調達の対応基準

- (1) 総合開・閉会式および競技会等の運営にあわせた受注、搬入、回収ができること。
- (2) 単価に応じた弁当の調製が可能であり、県実行委員会が指定する容器、包装紙等での提供が可能なこと
- (3) 献立内容は、原材料に福井県産品を積極的に採用し、栄養基準量について配慮したものを提供できること。
- (4) 弁当容器に次の項目をラベルシール等で表示できること
 - ア 弁当の名称
 - イ 消費期限（時刻まで表示）
 - ウ 製造所所在地および製造者名
 - エ 原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料等）、遺伝子組換え等の表示を含む）
 - オ 保存方法
 - カ 「お早めにお召し上がりください」等、早期の喫食を喚起する旨
 - キ 「弁当は持ち帰らないでください」等、持ち帰りを禁止する旨
 - ク その他食品表示法等関係法規により規定される表示
- (5) 指定した時期に弁当の献立提案およびサンプル弁当の提出が可能であること。
- (6) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用のビニール袋を提供すること。また、それらについて県実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (7) 弁当の内容について「おしながき」の作成、添付が可能であること。
- (8) 注文数の変更は、前日の18時まで可能であること。
- (9) 県実行委員会が指定した時刻・場所に冷蔵車等を利用して衛生的に配達、配布終了まで待機することが可能（10℃以下で管理）であり、喫食後の弁当容器を配達当日に持ち帰ることができること。
- (10) 弁当の納入にあたっては、容器包装の破損に起因する汚染等がないよう衛生面に注意するとともに、搬送が容易な段ボール箱等に梱包して納入できること。
- (11) 荒天等により、総合開・閉会式会場の変更または開催が中止となった場合、弁当の調製および納入については、県実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。